

税制改正 要望書

令和
8
年度

PR版



納税協会の概要

〔沿革〕

納税協会は、昭和19年（1944年）に大阪財務局管内で誕生し、それ以来今日まで、税務や税務行政の分野で幅広い活動を進めてまいりました。

大阪国税局の83税務署管内（近畿2府4県）すべてに設立され、現在では、約12万人社の会員を擁しております。

〔特色〕

納税協会は、税に関する健全な納税者の団体として、納税道義の高揚、自主申告の推進、税務知識の普及を図るとともに、納税者と税務当局とのパイプ役として、税務行政の円滑な運営に協力しています。

会員は、管内の個人・法人をもって構成され、また、納税貯蓄組合についても、納税協会が事務局を兼ねているため、他の国税局管内における青色申告会、法人会、納税貯蓄組合の三者が一体となった組織ということができます。

〔現況〕

- 1 納税協会数 83（すべて公益社団法人）
- 2 会員数 法人会員 約6万6千社、個人会員 約5万4千人
- 3 主な事業活動
 - (1) 税法説明会・講習会の開催
 - (2) 個人青色申告者の育成
 - (3) 小規模事業者の記帳指導、簿記・パソコン会計・パソコン・e-Tax操作の各教室の開催
 - (4) 税制改正要望書の提出
 - (5) 機関誌「納税月報」（法人版・個人版）の刊行
 - (6) 税務解説書などの刊行
 - (7) 「税に関する論文」の募集
 - (8) 租税教育活動
 - (9) 経営者大型総合保障制度などの福祉制度の推進

はしがき

税金は、私たちが社会生活を営む上で、欠くことのできない役割を果たしています。

そのため、私たちは常に税金を身近な対象としてとらえ、その時々
の社会や時代にふさわしい装いに改めていく必要があります。

納税協会ではこのような観点から、税金をよく知っていただくた
めの広報活動にあわせて、税制改正問題にも積極的に取り組んでい
ます。

その活動として、会員の皆様方だけでなく、広く一般の声も集約
し、政府や政党へ税制改正要望書を提出しています。

この冊子は、今年の要望書の内容を収めたものです。納税協会の
事業活動をご理解いただく一助ともなれば幸いです。

はじめに

令和7年の世界経済は、トランプ関税問題を始め、欧米における高金利の継続や中国経済の減速、さらにロシアのウクライナ侵攻の継続やイスラエル問題など、複合的な要因により、依然として先行き不透明な状況が続いている。エネルギーや資源価格の変動も激しく、各国の政情不安も重なって、世界全体に経済的な不安定さが広がりつつある。とりわけ、米中関係の対立と分断が一層深刻化する中で、国際的な貿易や投資の流れは大きく影響を受けており、グローバルな経済秩序そのものが揺らいでいる状況である。

一方、日本国内に目を向けると、企業収益や株価は堅調に推移しているものの、物価上昇に賃上げが追いつかず、実質賃金は依然としてマイナス基調が続いている。個人消費も持ち直しの兆しに乏しく、経済全体の回復力には限界が見られる。地方や中小企業においては、人手不足の深刻化、エネルギーコストの高止まり、さらには円安の長期化など、構造的な課題が経営の重荷となっている。また、人口減少と高齢化が進行する中で、地域経済の担い手不足や事業承継問題といった長年の課題が、いよいよ待ったなしの段階を迎えている。さらに、与野党間の対立も相まって、税制・予算に関する政策決定が例年以上に難航し、経済政策の方向性が見通しにくい状況が続いている。

このように、物価の高騰や少子化、防衛力の強化など、国内外に複雑で多様な課題が山積する中、これらの課題に対応するための歳出を盛り込んで編成された令和7年度予算は、115兆5,415億円と依然として高水準となっている。限られた財源の中で、山積する課題に的確に対応していくためには、単に予算規模を拡大するのではなく、財政の持続可能性を確保しつつ、真に必要な分野に対して重点的かつ効果的に予算を配分することが不可欠であり、政策の選択と集中を進めるとともに、税制や財政構造そのものの抜本的な見直しが、強く求められる。

納税協会では、こうした厳しい経済・財政環境を直視し、財政健全化と経済成長の両立を基本認識として、これまででも会員のみならず広く納税者の声を反映した、実効性ある税制改正を提案してきた。特に、日本経済を支える中小企業が、その持続可能な役割を果たしていくためには、負担の公平性と制度への納得感を兼ね備えた税制の整備が不可欠である。こうした認識のもと、次の事項について重点的な税制改正を強く要望する。

基本要望事項

1 税・財政改革全般について

- (1) 社会保障制度については、将来の大幅な支出の増加に備えるため、給付の効率化・重点化を進め、他の歳出についても効果が少ない施策の廃止や縮減を行うとともに、財政再建のための具体的な道筋を示した上で、中長期的な展望を見据えた税制を早期に構築すること。
- (2) 経済拡大による税の自然増収を目指すとともに、納税者に負担増を求める場合は前広に

議論を進め、納税者の勤労意欲、事業意欲、納税意欲を阻害せず、理解と信頼が得られる税制とすること。

- (3) 税制の基本である「公平・中立・簡素」の三原則に適合した上で、グローバル化・ボーダーレス化が一層進展する今日に対応した、「国際的に整合性」のとれた税制とすること。また、制度全体のわかりやすさと納税者の納得感にも十分に配慮すること。
- (4) 社会保障と税の一体改革については、中長期的な展望を示した上で、問題を先送りすることなく、着実に実行すること。

2 経済活性化について

- (1) 法人課税については、企業の国際競争力、技術力を高めるとともに経済全般の活性化が図れる税制とすること。
- (2) 所得税や相続税などの更なる課税強化は、国内資産だけでなく有能な人材の海外流出、人的投資の意欲を削ぐこと等によって、国力の低下を招く可能性があることに十分配慮すること。
- (3) わが国企業数の大部分を占め、また、雇用の約7割を占めている中小企業は、市場の縮小など事業活動環境の悪化、新規投資や技術革新への資金や人材不足、後継者不在のまま経営者の高齢化が進んでいることから、事業を活性化させ、承継持続できる税制とすること。また、物価高や円安、賃上げなどの経済変化にも対応可能な、弾力的かつ実効性のある税制措置とすること。
- (4) 活性化が望まれる地域全体に企業が積極的に進出できるよう、税制面での優遇を図ること。また、農業・漁業経営の安定・発展、林業の再生、伝統工芸を含む地場産業等の活性化に配慮した税制とすること。
- (5) 地方税については、税収の地域偏在を是正するためにも抜本的な改革が求められるが、あわせて、複雑化した体系の簡素化を図ること。

3 納税道義の高揚と税務行政について

- (1) 国と地方公共団体の税務行政機関が相互に効率的な運営を図り、税務行政手続の簡素化及び納税者の事務負担の軽減^{*1}に努めること。特に、複雑な所得控除制度や各種申告手続については、利用者の視点に立った簡素で実務的な制度設計とすること。
あわせて、セキュリティを十分に確保したうえで、税務行政のあらゆる分野におけるDXの推進と、国民や事業者にとって利便性の高いデジタルサービスの整備を図ること。
- (2) マイナンバー制度については、課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し、行政全般の適正処理と効率化及び国民の利便性の向上に資するものとする。なお、手続の簡素化や個人情報保護に十分配慮すること。
- (3) 納税者に不公平感を抱かせないために、税務行政の執行に携わる人員を確保して、国際的な租税回避や富裕層の課税逃れ、消費税の不正還付等を防止するとともに、悪質な納税

*1 国税庁のデジタル化の取組については、資料（12・13ページ）のとおりである。

者及び無申告者に対する税務調査を徹底すること。

- (4) 租税教育は、国民に必要な生涯教育の一つであることから、その対象者を小中高生はもとより大学生・社会人にまで拡充させるとともに、更なる充実を図ること。
- (5) 税務関係協力団体との信頼関係の醸成と支援体制の確立に努めること。

個別要望事項

I 所得税

1 人的控除等の見直し

所得控除については、税と社会保障の役割を明確にし、特に基礎的な人的控除の適正化を図るとともに、次の措置を講じること。

- (1) 基礎控除額の引上げは評価できるものの、社会構造の変化や働き方の多様化などを踏まえ、控除額の水準や適用要件を含めた基礎控除の見直しについて、更に検討を加えること。
- (2) 16歳未満の年少扶養親族も扶養控除の対象に加えるなど、子育て世帯に配慮したものとすること。特に、16歳以上18歳未満の扶養親族に関しては、既に制度的対応が一部進められているものの、実態に即した適用拡大と仕組みの一層の整備を図ること。
- (3) ひとり親控除、寡婦控除については、合計所得金額による制限の撤廃も視野に入れつつ、実態に即した制度の柔軟な見直しを検討すること。
- (4) 子育て支援の観点から、扶養控除額の引き上げや、子の数に応じた税額控除の導入などにより、家族構成に応じた支援体制の充実を図ること。その際は、制度の簡素化にも配慮すること。
- (5) 所得控除による税負担の軽減額は高所得者ほど大きくなることから、税負担の軽減額の調整は、税額控除方式の導入など、控除方式の見直しにより行うこと。あわせて、基礎控除及び配偶者控除について、合計所得金額の制限を撤廃すること。
- (6) 生命保険料控除は、新契約分と旧契約分を統合するなど、仕組みの簡素化を図ること。

2 譲渡損失に係る損益通算・繰越控除の復活

高齢化や一極集中の進展に伴い、不要となった不動産の処分の必要性が高まっていることから、土地、建物等の譲渡により生じた損失については、損益通算及び繰越控除を復活させる^{*2*3}こと。

3 不動産所得の負債利子の損益通算見直し

不動産所得の必要経費に算入した土地等の取得のための負債の利子については、その全額を損益通算の対象とする^{*4}こと。

* 2 特定の居住用財産の譲渡損失は、損益通算及び繰越控除が認められている。

* 3 平成16年度改正において、平成16年1月1日以後の土地、建物等

の譲渡について、他の所得との損益通算及び繰越控除が認められなくなった。

* 4 不動産所得の損失金額の計算上、土地等の取得に係る負債利子が

4 公的年金に対する課税の見直し

公的年金は雑所得から分離し、独立した所得区分を創設すること。あわせて、物価上昇に伴い、昨今、大企業は賃上げを行っているが、公的年金は当該水準に達することは難しく、生活は厳しいと見込まれることから、公的年金所得者に対する申告手続の負担軽減や課税最低限の引上げなどの見直しを図ること。

5 譲渡所得の取得費計算と相続財産評価の見直し

譲渡所得の取得費等については、次の措置を講じること。

- (1) 長期譲渡所得の概算取得費（譲渡収入金額の5%）を引き上げること。
- (2) 相続税を課された不動産を譲渡した場合は、相続時の評価額を取得費として認めること。

また、中小企業の自社株式を譲渡した場合においても同様の措置を講じること。

6 事業用資産の買換え特例の適用拡大

事業承継や事業再構築の円滑化を図るため、特定の事業用資産の買換え特例の適用要件を緩和すること。^{*5}

II 法人税

1 中小企業向け税制の安定的運用と見直し

わが国の法人実効税率は依然として主要国と比べて高く、国際競争力や国内投資の促進という観点から、法人税の基本税率を引き下げること。

また、中小企業の軽減税率適用所得金額は昭和56年度以来、年800万円以下に据え置かれており、実態に即して大幅に引き上げるとともに、時限措置を本則化すること。

2 租税特別措置の見直し

租税特別措置について、特例適用対象や手続等を簡素、平易なものとする。

また、経済活性化に資する措置は、制度を拡充し、本則化すること。

3 中小企業の成長促進に向けた投資税制の整備

企業が「生産性が向上する技術投資」、「従業員のスキルや能力を向上させる教育や研修」、「従業員の働く意欲を高める賃上げ」を行えるよう、引き続き税制上の措置について積極的に講じるとともに、申請手続きを簡素化すること。

4 受取配当金の益金不算入制度の見直し

受取配当等を全額益金不算入とすること。

5 退職給与・賞与引当金の損金算入復活

退職給与引当金及び賞与引当金の損金算入制度を復活させること。^{*6}

6 交際費課税の見直し

交際費等のうち、社会通念上相当と認められる慶弔費等については、損金不算入となる交

ある場合には、平成4年分以後、一定の負債利子について、損益通算に制限が設けられている。

*5 特定の事業用資産の買換え等のうち、長期保有資産の買換え特例

は、機械装置が除外されている。

*6 平成15年以降、退職給与引当金及び賞与引当金は、損金に算入できないこととなっている。

際費等の範囲から除くこと。^{*7}

7 寄附金の損金算入限度額の引上げ

特定寄附金のうち、特定公益増進法人に対する寄附金等の特別損金算入限度額を引き上げる^{*8}こと。

また、一般の寄附金についても、損金算入限度額を引き上げる^{*8}こと。

8 同族会社に対する課税の見直し

同族会社における「みなし役員」^{*9}及び「使用人兼務役員」の判定基準となっている持株割合による判定制度を廃止すること。

また、特定同族会社に対する留保金課税^{*10}を廃止すること。

9 業績連動給与の損金算入要件の緩和

業績連動給与を含めた役員給与は、業務執行の対価であると考えられるため、一定の要件を更に緩和するなど、損金算入を認めること。

10 防衛特別法人税導入に伴う企業負担への配慮

令和8年4月からの導入が予定されている防衛特別法人税については、企業の収益や経営体力に与える影響を十分に考慮し、制度設計および適用に際しては慎重かつ丁寧な対応を行うこと。特に、中小企業を含む広範な法人に一律的な負担増が生じることのないよう、企業規模や収益状況に応じた負担軽減措置や段階的な導入を検討すること。

Ⅲ 減価償却関係

1 少額減価償却資産の即時償却の恒久化

少額減価償却資産（取得価額30万円未満の減価償却資産）については、即時償却を恒久的に認める^{*11}とともに、償却資産税の対象にしないこと。

2 耐用年数制度の見直しと短縮化

減価償却資産の耐用年数を見直し、短縮化を図ること。

Ⅳ 相続税・贈与税

1 事業承継税制の恒久化と簡素化

相続税負担や後継者不在等が原因で事業承継ができず廃業・倒産する中小企業が増加している問題に対応するために、次の措置を講じること。

- (1) 取引相場のない株式の評価額を引き下げよう、評価方法を更に見直すこと。
- (2) 法人版事業承継税制について、一般措置と特例措置を統合し、特例措置の恒久化を図る。

*7 交際費等の範囲から除かれる費用には、次のようなものがある。

- ① 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- ② 飲食その他これに類する行為のために要する費用で、一人当たり10,000円以下の一定の飲食費
- ③ カレンダー、うちわ、手帳などの物品を贈与するための費用等

*8 国等に対する寄附金及び指定寄附金は全額損金算入できる。

*9 同族会社の使用人のうち、一定の持株基準を満たし、かつ、その法人の経営に従事している者は、「みなし役員」に該当することとされている。

*10 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の「中小特定同族会社」については、留保金課税の適用対象から除外されている。

*11 現行では、次のように区分されている。

- ① 取得価額10万円未満 即時償却

また、令和7年度税制改正においては、後継者要件の緩和が実現し、より柔軟な承継計画が可能となったが、制度全体としては依然として複雑である。さらなる見直しを行い、運用の促進と定着を図るため、提出書類や申請手続を簡素化すること。

2 相続時精算課税の非課税枠の拡大

相続時精算課税制度の非課税枠（2,500万円）を拡大すること。

3 未成年者控除の見直し

相続税の未成年者控除額を引き上げること。

4 贈与税の基礎控除額の引上げ

贈与税の基礎控除額^{*12}（110万円）を引き上げること。

5 連帯納付義務の廃止

本人の意思が尊重される連帯債務とは異なることから、相続税・贈与税の連帯納付義務は廃止すること。

6 介護等を行った親族への特別寄与料について

改正民法により、相続人以外の親族が被相続人の療養看護等を行った場合、相続人に対して金銭の支払を請求できることとされたが、当該請求により支払われた金銭については、課税上の優遇措置を講じること。

V 消費税間接税等

1 消費税制度の簡素化とインボイス・軽減税率の見直し

(1) インボイス制度については、「事業者の事務負担が過度に増加すること」、「免税事業者が取引から排除されること」、「実質的な値引きを強要されること」がないよう、継続して注視し、必要に応じて見直しを行うこと。

あわせて、将来的には事業者免税点制度自体の抜本の見直しも検討すること。

(2) 軽減税率制度は、事業者の事務負担が増加するだけでなく、税制の簡素化にも逆行するため、廃止すること。

なお、低所得者への対策は、所得制限を設けた簡素な給付付き税額控除によって解決すること。

(3) 簡易課税制度については、適用基準金額を現行の5,000万円から引き下げること。

(4) 消費税課税事業者選択（不適用）届出書及び簡易課税制度選択（不適用）届出書などの提出期限を前課税期間の確定申告期限と同一にすること。

2 酒税・石油関連税等における二重課税的構造の是正

消費税との二重課税的構造となっている現行制度については、納税者の納得感を損なう要因ともなっているため、税体系全体の整合性の観点から抜本的な見直しを図ること。

あわせて、揮発油税等に含まれる暫定税率については、制度創設当初の臨時的措置として

② 取得価額10万円以上20万円未満 3年間で一括償却 して即時償却（青色申告要件）
③ 取得価額30万円未満の減価償却資産は、年間300万円を限度と *12 平成13年以降、据え置かれている。

導入された背景を踏まえ、早期に廃止すること。

3 印紙税の廃止

経済取引の変化や複雑化などにより、課税の公平の観点においても問題が生じていることから、廃止すること。

VI 地 方 税

1 住民税における控除制度の統一と均等割課税の見直し

- (1) 所得税との開差が広がった基礎控除額を始め、個人住民税における各種の所得控除額を所得税と同一とし、簡素化を図ること。
- (2) 個人が一の道府県内の異なる市町村に住所と事務所等を有する場合、それぞれに道府県民税均等割が課されるのは不合理であるから、法人の場合と同様に住所のみに課すること。

2 外形標準課税の適用基準の再考

外形標準課税の適用基準について資本金基準だけでなく、売上規模や従業員数等を踏まえた総合的な基準とすること。

3 法人住民税・事業税における欠損金繰戻し制度の導入

法人税、地方法人税において適用されている欠損金繰戻還付制度を、法人住民税、法人事業税においても対象とすること。

4 固定資産税の評価・負担軽減・透明化

- (1) 税率を引き下げること。
- (2) 事業用の土地・建物の固定資産税について、中小企業では製造業を中心に大きな負担となっていることから、これらの企業を支援するための軽減措置を講じること。
- (3) 固定資産税評価額の算出方法を簡素化するとともに、特に建物については、経年減点補正率^{*13}を大幅に引き下げるなど実態に即した評価を行うこと。
また、納税者の理解を得るため、税額の算出過程を明示すること。
- (4) 既存（中古）住宅を取得した場合にも、新築住宅と同様に減額の特例を適用できるように制度の拡充を図ること。
- (5) 償却資産に対する課税は、多数の設備を有する特定の業種に負担が偏っていること、また、設備投資を阻害する一因となっていることなどから、廃止すること。

なお、直ちに廃止できない場合は、免税点の引上げ、国税の減価償却制度に基準を統一するなどの措置を講じること。

- (6) 共有不動産の固定資産税については、相続物件未登記問題もあり義務の所在を明確にするうえで連帯納付義務を廃止し、持分に応じて各人が納税できるようにすること。

5 事業所税の廃止

床面積を課税標準とする資産割については固定資産税及び都市計画税と、また、従業者給

*13 「経年減点補正率」は20%が限度となっているため、年数が経った古い家屋でも、評価額は「再建築価格」の20%の価格に据え置かれる。

与総額を課税標準とする従業者割については法人事業税の外形標準課税と、それぞれ類似の課税標準であり、二重課税的構造となっていることから、制度を廃止すること。

Ⅶ その他

- 1 源泉所得税12月分の納期限については、事業者にとって年末年始を挟み事務負担が極めて大きいことから、従業員の多寡にかかわらず納期特例分と同様にすべて翌年1月20日とすること。^{*14}
- 2 法人税及び消費税の確定申告書の提出期限及び納付期限を事業年度終了後、3か月以内とすること。
- 3 所得税、消費税の準確定申告書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同一にすること。^{*15}
- 4 国税及び地方税の電子申告・納税について、税務行政全体のDXを推進する観点からも、入力項目や操作方法等の説明には極力専門的な用語は避けるとともに、初めて利用する者にも使いやすいシステムとすること。

また、システムは、年間を通して、終日利用可能とすること。

- 5 移転価格税制については、国家間協議に相当の期間を要する等の課題があるが、中小企業にとっては、経済活動を萎縮させる要因となるため、相互協議の一層の迅速化と予見可能性を高めること。
- 6 自動車に関する各種の課税について、環境対策のみならず納税者の負担軽減の観点にも配慮し、抜本的な整理を図ること。
- 7 その他

(1) 中小企業の年金負担への配慮

企業規模要件の撤廃による厚生年金の適用拡大の検討に当たっては、従業員の賃金引上げの流れも含め、企業側には負担増になる政策であることから、特に中小企業の負担について十分に配慮して検討すること。

(2) 社会保険料負担を含めた就業調整への対応

いわゆる「103万円」「106万円」「130万円」の壁については、令和7年度改正において課税最低限が引き上げられるなど一定の改善が図られたが、就労調整を招く構造が依然として残されていることから、配偶者控除や社会保険の適用判定に関し、段階的な控除や負担とすることで、収入増によって急激な負担増が生じない「なだらかな制度設計」へ見直すこと。

(3) 少子化対策の財源と負担の公平性確保

財源の一部を社会保険料に上乗せして徴収することが検討されているが、社会保険料は、医療や年金のように「受益と負担」の対応が明確であるものに適しており、少子化対策のような社会全体に利益を与えるものには不向きであるだけでなく、負担が現役世代に偏るという問題もあるため、適切な財源を検討すること。

*14 給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者が納期の特例を選択した場合は、7月から12月までの納期限が翌年1月20日となる。

*15 現行は、準確定申告書の提出期限は、相続の開始を知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までとされ、相続税の申告書の提出期限は、相続の開始を知った日の翌日から10か月以内とされている。

事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を

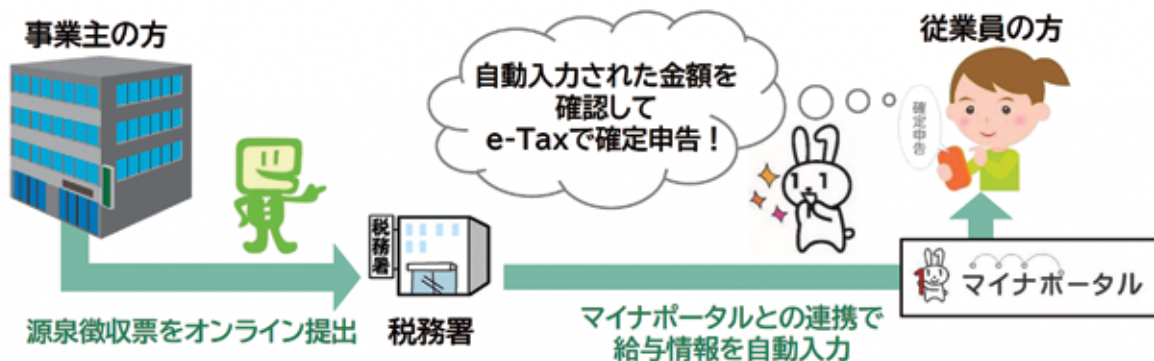
従業員の方の

オンライン提出すると…

確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまへのお願い

皆さまが、**給与所得の源泉徴収票をオンライン提出**すると、従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、**給与所得の情報が自動で入力**されるようになります！
従業員の方の**確定申告がさらに簡単**になりますので、**オンライン提出をお願いします！**



オンライン提出のポイント

- ☞ 事業主の皆さまから**オンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力の対象**となります。

※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合が該当します。書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。

eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご確認ください）

- ☞ 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

❗ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



(国税庁ホームページ)

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は 税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、 まとめて送信できます！

オススメ！

- 給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1
- また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！



eLTAXのメリット！

- 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！

コスト削減

負担軽減

便利

※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、**基半年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更**されます。令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 給与支払報告書についても同様にeLTAX等で提出する必要があります。

詳しい内容はこちら



e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



(出典：国税庁ホームページ)

『税制改正要望書』を提出しました。

令和7年10月21日・22日

(自由民主党については、税制調査会に「税制改正要望書」をお届けしました。)

(国税庁については、次長を表敬訪問し、意見交換を行いました。)



財務省
主税局長
青木孝徳氏



公益財団法人 納税協会連合会 税制要望審議会委員長 本田淑久 (写真右から2人目)
公益財団法人 納税協会連合会 常任副会長 新木敏克 (写真右)
公益財団法人 納税協会連合会 税制委員長 島田京平 (写真左)



総務省
自治税務局
官房審議官 (税務担当)
福田 毅氏



日本維新の会
斎藤アレックス氏





立憲民主党
大西健介 氏



国民民主党
古川元久 氏



公明党
赤羽一嘉 氏

